

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第9回）

日時：令和2年4月22日（水）午後3時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部
地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部
商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局、教育委員会
警察本部、鳥取市保健所
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、東京本部、関西本部

議 題

- ◆医療体制、感染症対策について
- ◆大型連休中における外出・帰省の自粛に関する申し合わせについて
- ◆コロナ対策予算について
- ◆特別定額給付金（仮称）の早期給付について
- ◆その他

新型コロナウイルス感染症とは

- 流行：2019年中国湖北省武漢から発生
- 症状：**発熱（37.5℃以上）、のどの痛み、長引く咳（1週間前後）、**

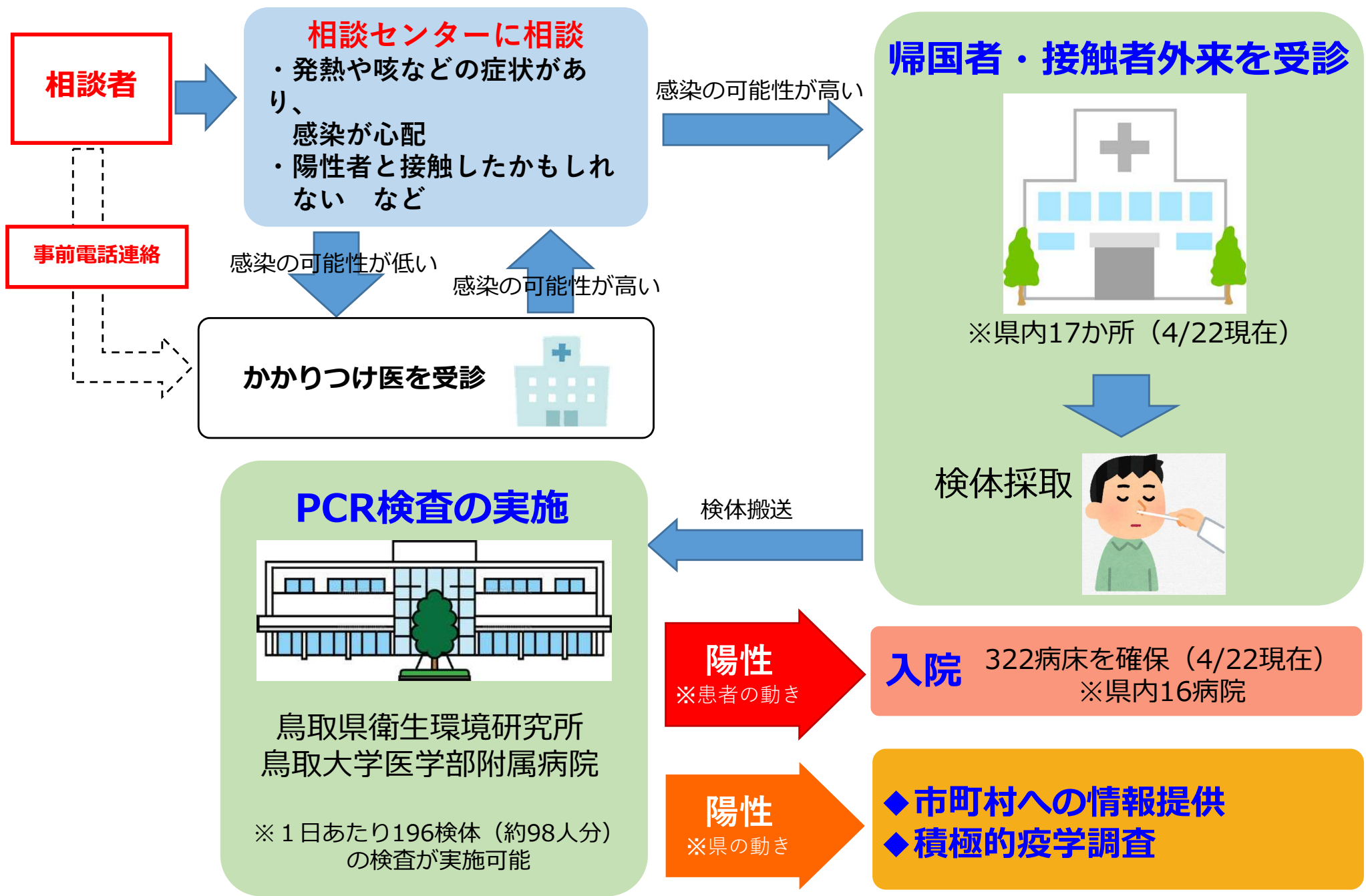
強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚障害、鼻汁、頭痛、下痢、嘔吐等

- 潜伏期間：感染から発症まで**1日から14日（多くは5日程度で発症）**
- 感染経路：**飛沫感染、接触感染**

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りのものに触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

- 診断：PCR検査のみ
- 治療：対症療法、重症者ICU（人工呼吸器）、
抗ウイルス薬はまだなし
- 重症化リスク：重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されている。
特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい。

PCR検査から入院までの流れ



県内で確認された感染者に係る調査状況

1 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 60歳代男性(鳥取市在住)

■ 経緯

- ・4月7日 夕方から発熱(37.0℃)、腰回りのだるさと股関節痛、呼吸時の胸痛を訴える。
- ・4月9日 夜38.5℃の発熱
- ・4月10日 朝、37.8℃の発熱、腰回りのだるさなど継続
発熱・帰国者・接触者相談センターに電話相談し、同センターの指示に従い、帰国者・接触者が依頼を受診。
同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

■ 調査状況

- 濃厚接触者等 17名
※4月11日にPCR検査を実施し、全員陰性を確認。
感染者との最終接触日から14日間、健康観察を鳥取市保健所が実施中(現在、体調の変化なし)
- その他
感染者が発症する前14日に接触した者(上記濃厚接触者を除く)のうち79名に実施したPCR検査結果は全員陰性。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

県内で確認された感染者に係る調査状況

2 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 50歳代男性(米子市在住)

■ 経緯

- ・4月5日 松江市で確認された感染者と接触
- ・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月18日 検体採取(ドライブスルー方式)し、同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院
※患者は無症状

■ 調査状況

○濃厚接触者等：感染確認日前14日接触した者32名をPCR検査(全員陰性)。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

県内で確認された感染者に係る調査状況

3 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 20歳代男性(鳥取市在住)

■ 経緯

- ・4月1日、6日 鳥取市内で取材ロケ
- ・4月13日頃 咽頭痛
- ・4月14日 発熱(38.7℃)、咳 → 市販薬服用
(4月15日～17 仕事を休み自宅で過ごす)
- ・4月15日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月16日 診療所受診、カロナール等処方
- ・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月18日 帰国者・接触者外来受診 → 検体採取
同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

■ 調査状況

- 濃厚接触者 15名
- その他接触者 124名 に実施したPCR検査結果は全員陰性。引き続き調査中。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

鳥取県新型コロナウイルス感染症入院体制の充実

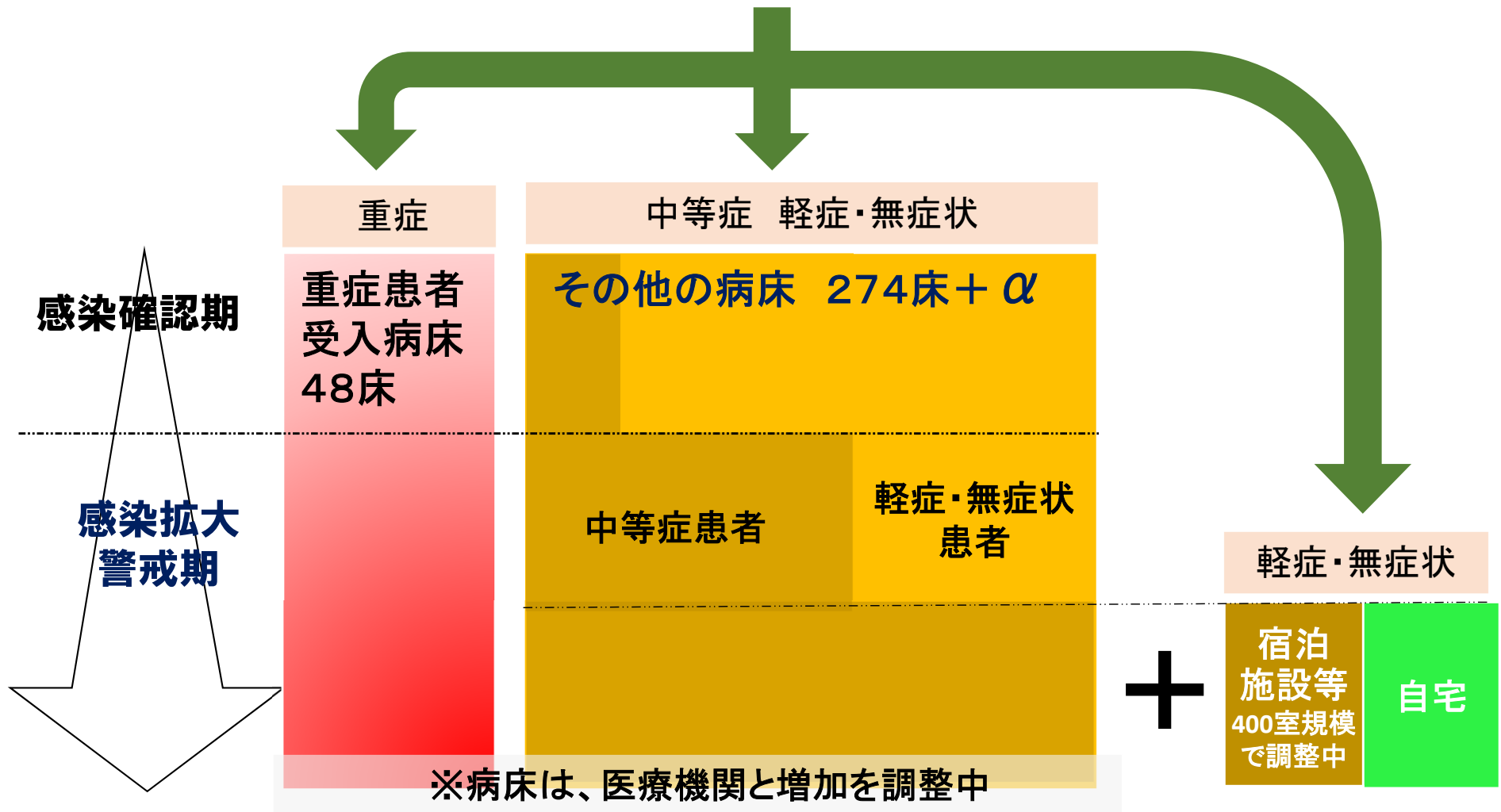
県内感染者の確認を踏まえ、宿泊施設も含む入院体制充実を加速。

入院病床 293床→**322床**
宿泊施設等 **400室**規模で調整中

患者
感染者

入院 医療トリアージセンター

○専門の医師が重症度等に応じて、保健所と連携して患者を振り分け



入院患者の家族支援

医療機関に家族が入院した場合に、家族の介護や子どもの預かりが必要となるケースもある。

＜新型コロナウイルス入院患者家族支援事業(14,189千円)＞

【自宅で高齢者の介助をする家族が入院した場合】



県と市町村で
利用調整

訪問サービスにより在宅で
支援

通所介護 ⇒ 訪問介護 など



【母子家庭の母親が入院した場合】



児童福祉施設等で預かり
県立施設、
民間の児童福祉施設



県民の皆様

県内にいらっしゃった皆様へ

- ◆ゴールデンウィーク期間中は、家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。また、単身赴任中の方も含め家族や親せき・知人などに会うためや旅行・観光・イベント参加などを目的として都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。
- ◆事業主の皆さんは、ゴールデンウィーク期間中は、接触機会を減らすために格別に配慮していただき、休暇を設定するなど、従業員の出勤を極力減らすことができるようご協力ください。
- ◆食料・医薬品・生活必需品などの販売にあたっては、適切な入場管理やレジ待ちの十分な距離の保持など人と人との接触を減らすよう極力工夫をお願いします。

○人と人との接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤など生活の維持のために必要なもの以外、人混みや夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。

食料・医薬品・生活必需品の買い出しの場合でも必要最小限の人数でお願いします。

屋外での運動や散歩などは、人と人との適度な距離(概ね2メートルのソーシャルディスタンス)を保ちつつ、楽しみましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。 ※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。 電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県内にいらっしゃった皆様へ

○特定警戒都道府県※が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様

来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。

※特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県

北海道、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

大型連休中の県庁の対応

■大型連休中の県の対応

○4/27（月）から5/10（日）までの間は、休暇取得や在宅勤務の促進により、出勤職員を大幅に削減し、人と人との接触の機会を極力減らす。

- ・各部局において、不急の業務の先送りなどによる必要最小限の業務実施を更に検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策や相談対応は必要な人員による業務体制を確保する。
- ・休暇であっても、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動は止めること。

○**新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せに対応する電話相談窓口は、大型連休中も、土日を除き、開設する。**

【受付期間・時間】

4/27（月）～5/1（金）及び 5/4（月）～5/8（金）

午前8時30分～午後5時15分

※発熱・帰国者・接触者相談センターは、電話相談を24時間対応（土日、祝日を含む）

県内事業者へのお願い

ゴールデンウィーク緊急要請として、期間中の往来自粛について県内事業者に対して、以下のとおり協力依頼します。

- GW期間中は、接触機会を減らすという緊急事態宣言の趣旨にも格別配慮していただき、従業員の出勤を極力減らすようにしましょう。
- 業務をしなければならない場合も、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らすことができるよう工夫しましょう。

その他、以下について情報提供：

- 商工団体と共同設置したワンストップ窓口と鳥取県弁護士会（会長：野口弁護士）とのホットライン開設
- 新型コロナウイルス感染症に従業員がかかった際に留意する事項
- 「持続化給付金」等の国支援メニュー 等

① 新型コロナウイルス感染症緊急対策

＜医療体制の充実等＞

- 医療環境整備事業
- ドライブスルーPCR検査整備事業
- 入院医療トリアージセンター設置事業
- E C M Oチーム等養成研修事業
- オンライン診療等提供体制整備事業
- 保健所機能等体制強化事業
- 医療機器等整備事業
- マスク流通促進緊急対策事業
- 新型コロナウイルス感染症対策事業
(軽症者等宿泊療養運営事業)

＜企業の感染防止対策・事業継続支援＞

- 企業内感染症防止対策緊急支援事業
- W e b ツールを活用したオンライン採用活動支援事業

＜教育や子育て支援等＞

- I C T 環境整備事業
- 臨時休業中における家庭学習支援事業
- 新型コロナウイルス入院患者家族支援事業
- こども食堂緊急応援事業
- 県立特別支援学校通学支援事業
- 県庁BCP環境整備事業

等

② 経済雇用緊急対策

＜県内企業への緊急支援＞

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業
- 危機突破企業緊急応援事業
- 企業自立サポート事業（新型コロナウイルスによる影響に対応した制度融資）
- 越境 E C 販路開拓支援事業

＜農林水産業への支援＞

- 和牛肥育経営緊急支援事業
- 県産牛肉学校給食提供事業
- 原木安定供給等緊急対策事業
- 県産魚の消費拡大支援事業
- 「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品集ごもり
応援事業

＜文化芸術への支援＞

- とっとりアート緊急支援プロジェクト事業

＜緊急雇用対策＞

- 雇用維持地域人材育成事業
- 緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
- コロナに負けない！とっとり絆事業

＜感染収束後のV字回復期の支援＞

- 観光誘客V字回復事業
- 首都圏アンテナショップでの消費拡大・
V字回復キャンペーン事業

等

補正予算成立後、速やかに執行し、
県内企業等への支援を行っていく

頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも頑張る県内の飲食店や宿泊事業者、観光事業者のみなさまを応援します！

◆頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 3億円



⇒ 飲食業店や宿泊事業者、観光事業者等の頑張りを応援

- ▶ 休業中の雇用継続に取り組む飲食店や旅館
- ▶ 県産農林水産物を活用した取組(テイクアウト等) 等

の幅広い頑張りに **10万円** を支援



- ・4月24日に開催予定の臨時県議会での議決後、**速やかに募集を開始**
⇒ **最速で4月中に支払いを予定**
- ・事業者からの相談に対応する電話窓口を県庁に設置 (TEL:0857-26-7985、7986)
※連休を含め当面毎日開設
- ・その他、中部、西部総合事務所にも総合相談窓口を設置

危機突破企業緊急応援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 県内中小企業の新たな取組みを応援します！！

◆緊急応援事業（経営危機克服型） 2億円

⇒県内中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響による経営危機を克服するために行う、新分野進出などの新たな取組を支援。（補助率：3/4 補助上限500千円）

～こんな事業が対象です～

- 製造業が取引先を拡大するため新技術・新商品開発
- 運輸・交通事業者が既存の車両を活用してデリバリーなど新たなサービスを展開



★24日から受付開始★GWも含め当面毎日対応
補助金相談窓口(0857)-26-7988

◆緊急応援事業（感染症対策型） 3千万円

⇒「非対面ビジネス」への転換やテレワーク等の環境整備への取組が加速していることから、県内中小企業の感染対策に向けたシステム開発等を支援。（補助率：2/3 補助上限10,000千円）

(WEB会議)



(自動応答)



(ドライブスルー)



地域経済変動対策資金の拡充

- 深刻化する中小企業等の資金繰りを支援するため、市町村と協調して新型コロナウイルス向けの制度融資を見直し、支援を拡充する。

【見直し概要】

●新型コロナウイルス向けの地域経済変動対策資金

①融資実行枠を当初予算の**80億円から400億円へ増額。**

②**無利子期間の延長 3年⇒5年**

※無利子対象事業者の拡充

現行の「売上高15%以上減少の企業」に加え、以下に該当する者を追加する。

・「売上高5%以上減少の個人事業主」

・「中部地震被災企業向け資金(5年間無利子、無保証料)の借入残高のある事業者のうち、売上高5%以上減少の者」

③**据置期間の延長 3年以内⇒5年以内**

④**無保証料期間の延長 5年⇒10年**

※既実行分も
2/14に遡り適用

※以下の資金も拡充

●中部地震被災企業向けの災害等緊急対策資金

①融資期間の延長 10年以内⇒12年以内(運転資金)

②据置期間の延長 3年以内⇒5年以内

●中小企業小口融資

「中小企業小口融資」に係る利子を市町村と協調して支援する(1/2間接補助)。

持続化給付金（国制度）

相談窓口 電話0570-783183

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

一時的な生活資金の貸付

を利用できます

生活福祉資金制度 特例貸付実施のご案内

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。

このたび、この制度の対象を**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも拡大**し、休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へお問合せください

休業された方の世帯向け(緊急小口資金)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**休業等により収入の減少(※1)**があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

据置期間

1年以内

償還期限

2年以内

利子・保証人

無利子・保証人不要

貸付額

10万円以内
(一定の場合は**20万円以内**となります)

貸付額が**20万円以内**となる方
(下記のいずれかに該当)

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる
- イ 世帯員に要介護者がいる
- ウ 世帯員が4人以上いる
- エ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる(休校・風邪症状で休む等)
- オ 世帯員の中に個人事業主がいる

など

※1 減収が起きていることを確認できることが必要となります(給与明細等)

失業された方等の世帯向け(総合支援資金)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や**失業等**により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(※2)

据置期間

1年以内

償還期限

10年以内

利子・保証人

無利子・保証人不要

貸付額

2人以上世帯……月額**20万円以内**
単身世帯……月額**15万円以内**
貸付期間……原則**3カ月以内**

※2 自立相談支援事業等により継続的な支援を受けることが原則として要件となります

特別定額給付金(仮称)の早期給付について

【特別定額交付金(仮称)の概要】

- 実施主体 市町村(給付事業費及び事務費は国補助10/10)
- 受給権者 世帯主
- 基準日 令和2年4月27日
- 給付額 世帯構成員1人につき10万円

○市町村における事前準備・着手

- ・システム改修(申請書作成(給付対象者等を印字済みのもの)から振込までを管理)
- ・郵送のための準備
- ・臨時職員の募集 など

⇒ 国の補助金交付決定前に執行した経費であっても補助対象

○市町村への依頼事項

上記とともに、可能な限り早期に給付することができるよう、国の補正予算の成立を待つことなく、当該給付金に係る予算の早期編成・成立に向けた検討をお願いしたい。(臨時議会・専決処分)

※本制度に対する意見・質問等は県でまとめて総務省へ提出

ゴールデンウィークは

なるべく家に

県外に

県民の皆様へ
お願い

おる・出ん ウィークに！

- 命とふるさとを守るためなるべく家にいましょう！
- 2mのソーシャルディスタンスをとりましょう！
- 県外への移動は控えましょう！

外に出るときには
感染防止のため人と人との
距離をとりましょう！

約2m

約2m

約2m



鳥取和牛



ジャイアントパンダ



トリピー